

二 紛議發生並解決年月日

一月十三日發生  
一月廿四日解決

三 事業主側

(1) 名称

川崎製材工場(個人經營)

(2) 工場所在地並事業主住所氏名

城東區南竹町九丁目四七番地

所在地

葛城隆治

(3) 事業種類

製材業

(4) 資本金

二萬五千圓

(5) 企業系統

ナシ

(6) 使用労働者數

三三名(四女二名)

(7) 労働賃金

日給最高二圓四拾錢 最低二圓  
平均一圓六拾錢

(8) 延職年當並福利施設ノ有無

ナシ

(9) 事業主團體關係

製材協會ニ加入

四 労働者側

(1) 紛議參加者數

三三名(全員)

(2) 紛議參加者中組合加盟者數並其ノ組合名

(東京労働組合)

(3) 總同盟南葛城江東地方支部連絡委員會

(東京労働組合)

五 紛議發生原因

標記工場従業員町端寶治以下四名ノ豫テヨリ労働組合ノ組織  
締結成中ニ準備中ニテリタルカ去ル一月十日従業員三十一名ノ前記總  
同盟南葛城江東地方支部連絡委員會ニ入會手續途多ク延滞成爲事  
業主トスト共ニ一月十三日正右右連絡委員會支部上記上原隆義  
指導ノ下ニ別記ノ如ク日給三圓値上其他ニ項目ノ嘆願書ヲ  
場主ニ提出明十四日夕刻迄ニ之ガ回答ヲ促シタルニ依ル

六 経過